

## 高知県マッチングアプリ利用料等助成 実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、出会いや結婚への支援を希望する独身者に対する「出会いの機会の創出」を目的とした高知県出会い結婚支援事業(以下「本事業」という。)として、マッチングアプリなど民間の結婚支援サービスを利用する県内の独身者に対し要した経費の一部を助成するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「マッチングアプリ」とは、特定非営利活動法人結婚相手紹介サービス業認証機構による「インターネット型結婚相手紹介サービス認証」を受けている民間のマッチングアプリをいう。
- (2) 「県内の独身者」とは、申請日において高知県内に居住している20歳以上39歳以下の独身者をいう。

### (助成対象等)

第3条 対象は、当該年度の4月1日から3月10日の間に利用を開始し、当該期間内に助成金の額を確定できたものに限る。ただし、期間終了前であっても、予算の上限額に達した場合、本事業は終了となる。

### (助成対象者、助成対象経費及び助成限度額等)

第4条 助成対象者、助成対象経費及び助成限度額等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された助成額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

### (事業実施方法)

第5条 本事業の申請受付から助成金の支払までの業務は、県からの委託により実施するものとし、受託事業者は、事務局を設置して業務を行うものとする。

### (助成金の申請手続)

第6条 助成を受けようとする者は、利用料等の支払いが終了した日から90日を経過する日又は入会等が終了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、次の(1)から(7)に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。

- (1) 助成申請書(別記様式1)
- (2) 申請者の居住地を証明する書類
- (3) 申請者の生年月日を証明する書類
- (4) 領収書および明細書等(サービスの名称、日付、金額、内容の記載があるもの)  
複数のマッチングアプリを利用した場合はその全て
- (5) 振込先銀行口座(本人名義に限る)の通帳の写し  
通帳がない場合は、銀行名、支店名、口座種別、口座番号、カナ名義が確認できるもの
- (6) 証明書類

当該年度の4月1日以降に助成対象の民間のマッチングアプリの利用を開始した  
ことが分かるもの（マイページや入会手続完了のお知らせメール等）

※複数のアプリを利用した場合はその全て

（7）市町村等から同趣旨の助成を受けた場合は、その内容が分かるもの

（助成の決定及び助成金額の確定）

第7条 受託事業者は、前条の規定による助成の申請を受理したときは、申請書類を審査し、  
適当であると認めるときは助成金の額を確定し、申請者に通知するとともに、助成金を支払  
うものとする。

（助成の条件）

第8条 助成を受けようとする者は、本要領の規定に従わなければならない。

2 別表第2に該当する者は、助成の対象としない。

（助成の決定の取消し及び返還）

第9条 知事は、申請者が次の各号のいずれか又は別表第2のいずれかに該当すると認めた場  
合は、助成の決定及び助成額の確定の有無にかかわらず、助成の決定の全部又は一部を取り  
消し、既に支払った助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）この要領の規定に違反した場合

（2）法令若しくはこの要領の規定又は法令若しくはこの要領の規定に基づく処分若しくは指  
示に違反した場合

（3）不正又は虚偽の申請により助成の決定を受けた場合

（4）本事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

（情報の開示）

第10条 本事業に関して高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求が  
あった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行う  
ものとする。

（雑則）

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

<p>助成対象者 (以下を全て満たす者)</p>	<p>助成対象経費 ※領収書等で確認 できる経費のみ</p>	<p>助成限度額</p>		<p>助成回数</p>	<p>注意事項</p>
<p>○申請日において以下の要件をすべて満たしている独身者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20 歳以上 39 歳以下</li> <li>・高知県内に居住していること</li> <li>・当該年度の 4 月 1 日以降に、「インターネット型結婚相手紹介サービス認証」を受けている民間のマッチングアプリの利用を開始していること</li> <li>・県税に未納がないこと</li> <li>・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことまたは暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しないこと</li> </ul>	<p>○申請日の属する年度の 4 月 1 日から 3 月 10 日までの間に支払ったマッチングアプリの入会金、登録料、利用料、月会費等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイントで支払われた利用料等は対象外</li> <li>・マッチングアプリの退会に伴う返金などにより、実質的な自己負担が申請（決定）額を下回った場合は、県に速やかに報告し、下回った額について助成金を返還する必要があります。</li> </ul>	<p>定額</p>	<p>各年度 2 万円 (千円未満切り捨て)</p> <p>※複数のマッチングアプリを併用する場合でも申請は可能です。ただし、助成対象者 1 人当たりの上限額は、全てのアプリの利用料等を併せて 2 万円となります。</p>	<p>制限しない</p> <p>※上限額に達するまでは何回でも申請可能</p>	<p>別紙のとおり</p>

## 別紙

### 注意事項

- ・ポイントで支払われた利用料等は対象外とする。
- ・マッチングアプリの退会に伴う返金などにより、実質的な自己負担が申請（決定）額を下回った場合は、県に速やかに報告し、下回った額について助成金を返還する必要がある。
- ・領収書等の金額が上限額に満たない場合は、当該額を上限とする。
- ・助成金額に千円未満の端数が生じる場合は、千円未満を切り捨てる。
- ・市町村等から既に同趣旨の助成を受けた場合は、当該助成金等の額を本事業の助成金額から控除する。当該助成金の有無について、事務局から市町村等に確認する場合がある。
- ・申請から振込まで、2 ヶ月程度かかる場合がある。
- ・申請や提出書類の不備等により事務局から連絡する場合がある。
- ・助成金の総額が予算額に達した場合は、その時点で受付終了とする。
- ・予告なく当制度の内容を変更することがある。

別表第2(第8条 - 第9条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の助成者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記様式1 (第6条関係)

高知県マッチングアプリ利用料等助成金申請書

令和 年 月 日

高知県マッチングアプリ利用料等助成委託業務事務局 様

高知県マッチングアプリ利用料等助成金を次のとおり申請します。

1 申請者

氏名		生年月日		性別	
現住所	〒				
電話番号		Eメール			
利用したサービス名		利用開始日			
対象金額(a)		既助成金額(b)			
申請金額(a)-(b)		既助成金額の申請先			

2 添付書類

- 申請者の居住地を証明する書類
- 申請者の生年月日を証明する書類
- マッチングアプリの利用料等を支払った領収書等※金額と利用者が分かるもの  
※添付された書類で確認できる範囲でしかお支払いができませんので、ご注意ください。  
※添付書類に係る詳細はホームページのよくある質問をご覧ください。
- 振込先銀行口座(申請者本人名義に限る)の通帳の写し  
※通帳の見開き1ページ目(銀行名、名義人氏名、口座番号が記載されたページ)
- 市町村等から同趣旨の助成を受けた場合は、その内容が分かるもの

3 誓約 ※を記入してください。

- 申請書類の内容に虚偽や不正等はありません。
- 申請書類に関して虚偽、不正等が判明した場合は、助成金を返還します。